

木更津港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和 7 年 3 月

木更津港港湾管理者
千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成２２年１月千葉県地方港湾審議会
- ・平成２２年３月交通政策審議会第３７回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成２３年７月千葉県地方港湾審議会
- ・平成２５年１０月千葉県地方港湾審議会
- ・平成２５年１２月交通政策審議会第５４回港湾分科会
- ・平成２７年２月千葉県地方港湾審議会

の議を経た木更津港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 木材取扱施設計画	2
2 水域施設計画	3
3 小型船だまり計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地造成計画	5
2 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 利用形態の見直しの検討が必要な区域	6
2 開発空間の留保	6

変更理由

- 1 水面貯木場を活用した輸入木材の取り扱い休止及び水面整理場を小型船だまりとして活用するため、木更津南部地区において木材取扱施設計画を削除する。
- 2 ガット船等の将来隻数の見直し及び水面整理場の活用を図るため、木更津南部地区において小型船だまり計画を変更する。
- 3 木材取扱施設計画の削除及び小型船だまり計画の変更に伴い、木更津南部地区において水域施設計画を変更する。
- 4 小型船だまり計画の変更に伴い、木更津南部地区において土地利用計画を変更するとともに、利用形態の見直しの検討が必要な区域の範囲を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 木材取扱施設計画

1－1 木更津南部地区

水面貯木場を活用した輸入木材の取り扱い休止に伴い、水面整理場を小型船だまりとして活用するため、木材取扱施設計画を削除する。

なお、以下の施設を廃止する。

既設			
航路・泊地	水深 10 m	面積 14 ha	
泊地	水深 10 m	面積 1 ha	
水面整理場	水深 3 m	面積 8 ha	
水面貯木場	水深 3 m	面積 30 ha	

また、以下の施設を撤去する。

既設	
水深 10 m	ドルフィン 1 バース（専用）

2 水域施設計画

木材取扱施設計画の削除及び小型船だまり計画の変更に対応して、航路を次のとおり計画する。

2－1 航路

木更津南部地区

航路 水深 5.5 m 幅員 350 m [新規計画]

3 小型船だまり計画

3－1 木更津南部地区

ガット船等の将来隻数の見直し及び水面整理場の活用を図るため、小型船だまり計画を次のとおり変更する。

新港船だまり

防波堤（波除） 延長 1 2 7 m [既定計画の変更計画]
泊地 水深 5. 5 m 面積 1 4 h a [既定計画の変更計画]
岸壁 水深 5. 5 m 延長 9 6 6 m [既定計画の変更計画]
埠頭用地 2 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

防波堤（波除） 延長 1 3 0 m
泊地 水深 5. 5 m 面積 1 1 h a
岸壁 水深 5. 5 m 延長 1 , 0 8 4 m
埠頭用地 2 h a

なお、これに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設

泊地 水深 5. 5 m 面積 1 h a

土地造成及び土地利用計画

小型船だまり計画の変更に伴い、土地利用を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位:ha

用 途 地区名	埠 頭 用 地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津南部	(2) 2							(2) 2

注 1 : () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 : 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

単位:ha

用 途 地区名	埠 頭 用 地	港湾関 連用地	工業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	公共 用地	合計
木更津南部	(31) 31	(27) 27	(226) 226	87	(13) 40	(12) 12	(20) 20	(329) 443

注 1 : () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2 : 今回の変更に係る地区のみ記述した。

その他重要事項

1 利用形態の見直しの検討が必要な区域

水面整理場を活用した小型船だまり計画の変更に伴い、利用形態の見直しの検討が必要な区域の範囲を変更する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

木更津南部地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域の範囲を変更する。

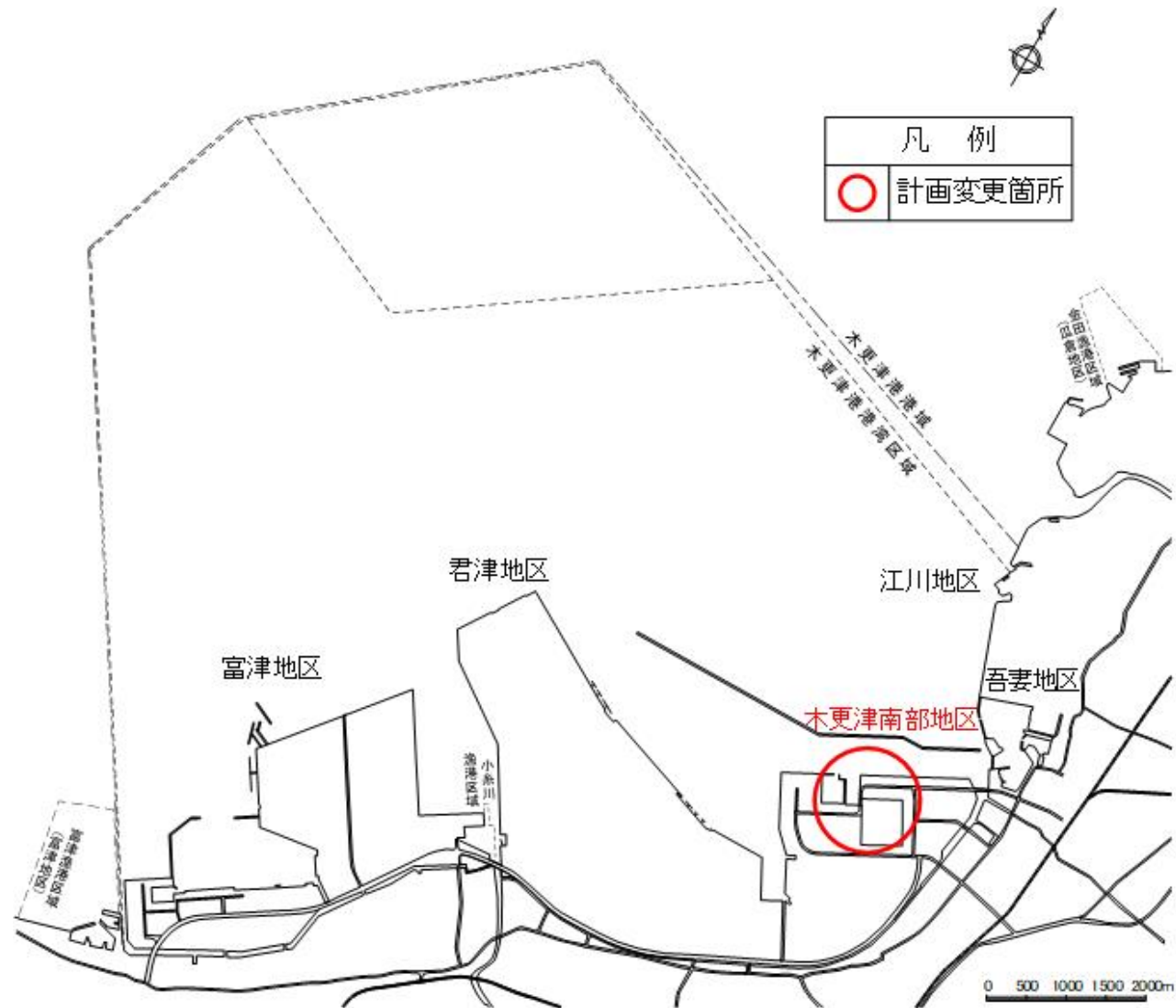
2 開発空間の留保

水面整理場を活用した小型船だまり計画の変更に伴い、南部地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

[開発空間の留保]

木更津南部地区において、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間の留保区域を設定する。

木更津港港湾計画位置図



木更津港港湾計画図（木更津港南部地区）

